

# 配当金の口座振込をご利用いただいていない 株主の皆様へ

ソニー株式会社

## 配当金の口座振込の制度をご存じですか？



(株主様)

配当金を期日までに受け取りに行かなければならないのは面倒だな…

**そのような方には、配当金の口座振込をお勧めします！**  
配当金の口座振込には、以下の3つの方式があります。

▶ 証券会社の口座での受け取りを希望される方には、

① 株式数比例配分方式

▶ 銀行口座での受け取りを希望される方には、

② 登録配当金受領口座方式  
③ 個別銘柄指定方式



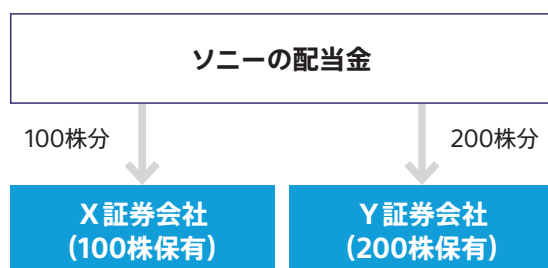
### ① 株式数比例配分方式

メリット

配当金と保有株式を証券会社の口座で一元管理できる

証券会社の口座で配当金を受領する方式です。

- \* 複数の証券会社で当社株式を保有している場合、証券会社ごとの保有株式数に応じた配当金がそれぞれの証券会社の口座に入金されます。
- \* ご所有の株式の一部が特別口座(※裏面参照)に記録されている場合などには、この方式は選択できません。
- \* NISA口座で保有する株式の配当金を非課税とするためには、この方式をご利用いただく必要があります。



#### (ご参考) NISA(ニーサ:少額投資非課税制度)について

NISAとは、上場株式や株式投資信託などの譲渡益や配当等を一定額非課税にする制度です。

2014年1月より、毎年上限100万円の非課税投資枠が設定され、**NISA口座で新たに取引した**投資金額100万円分までの上場株式や株式投資信託などの譲渡益や配当等が最長5年間非課税となります。

NISAご利用にあたってのお手続きの詳細は、お取引口座のある証券会社等にお問い合わせください。

続きは裏面へ

## ② 登録配当金受領口座方式

### メリット

#### ☑ 全ての銘柄の配当金をまとめて管理できる

保有する全ての銘柄の配当金を、指定した1つの銀行口座で受領する方式です。

- \* ゆうちょ銀行の貯金口座は指定できません。
- \* 1つの銘柄について振込先指定の手続きを行えば、自動的に他の銘柄の配当金も同一の銀行口座で受領できます。



## ③ 個別銘柄指定方式

### メリット

#### ☑ 銘柄ごとに配当金の受領先を選択できる

保有する銘柄ごとに指定した銀行口座(当社は、ゆうちょ銀行の貯金口座への振込指定も可能)で配当金を受領する方式です。

- \* 銘柄ごとに振込先指定の手続きが必要となります。



お手続きの方法: ご所有の株式が記録されている口座によってお手続きの窓口が異なりますので、ご注意ください。

#### 証券会社に口座を開設されている株主様

お取引口座のある証券会社にお問い合わせください。

#### 特別口座※に記録されている株主様

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部  
〒137-8081 東京都江東区東砂7丁目10番11号  
**0120-232-711**  
(通話料無料 土・日・祝祭日等を除く平日9:00~17:00)

※特別口座とは、株券電子化実施日(2009年1月5日)において「株式会社証券保管振替機構(ほふり)」をご利用でなかった株主様の権利を確保するために、当社が当該株主様の名義で開設した口座です。

## 上場株式の配当金に関する『源泉徴収税率』変更のご案内

2014年以降、上場株式の配当金には、復興特別所得税を含め、20.315%<sup>(注)</sup>の源泉徴収税率が適用されます。

2013年12月31日まで	2014年1月1日から 2037年12月31日まで	2038年1月1日から
<b>10.147%</b>	<b>20.315%</b>	<b>20%</b>
所得税+復興特別所得税 7.147% 住民税 3%	所得税+復興特別所得税 15.315% 住民税 5%	所得税 15% 住民税 5%

(注) 所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%

- ▶ 2013年12月31日をもって上場株式の配当金に係る軽減税率が廃止され、2014年1月1日以降に支払開始日を迎える上場株式の配当金には、原則として20% (所得税15%、住民税5%)の源泉徴収税率が適用されます。
- ▶ また、2013年1月1日から2037年12月31日までは、復興特別所得税として所得税額×2.1%が追加課税されます。

- 源泉徴収が行われる場合の税率です。ただし、内国法人の場合は住民税が徴収されません。
- 本ご案内の内容が当てはまらない場合もあります。詳細につきましては、最寄りの税務署等にお問い合わせください。